平成２２年（フ）第４号
鹿児島県鹿屋市田崎町2350番地１　上田崎市営住宅３号棟38号
債務者　亀石さおり
１　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第２５４号
北海道小樽市塩谷１丁目11番224号、前住所北海道小樽市赤岩２丁目20番725号　白菊マンション
債務者　浅野　敬子
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２７３号
北海道小樽市桜３丁目３番５号、前住所北海道小樽市高島４丁目８番20号
債務者　佐藤　新一
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２７４号
北海道小樽市桜３丁目３番５号、前住所北海道小樽市高島４丁目８番20号
債務者　佐藤　悦子
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１５６号
秋田県大館市小館町６番12号
債務者　伊藤　誠孝
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１７９号
茨城県潮来市潮来335番地１
債務者　久保木洋子
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１８５号
茨城県神栖市大野原１丁目３番10―５号
債務者　網野　勝昭
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第３号
茨城県潮来市洲崎3808番地１
債務者　阿部良志枝
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第４号
茨城県神栖市土合本町４丁目9809番地59　県営住宅５号棟302
債務者　大下　晴美
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第２９０号
富山県南砺市福野1187番地４
債務者　八木　　猛（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２９４号
富山県高岡市大野244番地７
債務者　髙橋　政美（変更前の姓サカタ）
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２９５号
富山県高岡市吉久３丁目７番67号
債務者　高野由美子
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第９号
富山県氷見市上田143番地
債務者　叶　　理佳
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１６０９号
京都市南区東九条南松ノ木町１番地１　松ノ木町団地３棟416号室
債務者　奥風　　明
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０９３号
京都市西京区牛ケ瀬林ノ本町18番地　シャトー離宮105号
債務者　勝島　智幸
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２４７号
京都市左京区北白川東蔦町21番地２
債務者　江川　文紹
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４２４号
京都府宇治市広野町茶屋裏35―１―206、住民票上の住所京都府久世郡久御山町野村北浦25番地１
債務者　熊崎　昭博
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８号
京都市西京区牛ケ瀬奥ノ防町29番地　シベール桂泉101
債務者　段本冨士雄
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係